

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○

関係行政庁 兵庫県尼崎市長

審査請求人が令和3年4月27日に提起した、尼崎市長による令和3年3月31日付け電子地域通貨のロゴマーク決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 尼崎市において活用している電子地域通貨について、令和3年1月1日、市報1月号において、また、令和3年1月4日、尼崎市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）において、ロゴマークを一般から募集した。（以下「本件募集」という。）
- 2 募集要項及び市ホームページにおいて、募集期間は令和3年1月4日から令和3年1月29日までとされており、応募作品の中から選定された採用作品（1点）の応募者には賞金3万円を贈呈する旨記載されていた。
- 3 尼崎市長は、本件募集の前から電子地域通貨の実証実験として使用されていたロゴマーク（以下「現行ロゴマーク」という。）を候補作品に加え、選考を行うこととした。
- 4 現行ロゴマークを含む全70点について尼崎市において一次審査を行い、選出された3点について市民等による投票を行った。その結果、現行ロゴマークが採用されることとなり、尼崎市長は令和3年3月31日付けで市ホームページにおいてロゴマーク決定の発表を行った。
- 5 しかしながら、本件募集時の募集要項及び市ホームページ上、現行ロゴマークを含めて選定を行う旨の記載はなく、賞金がいずれの応募者に対しても支払われることはなかった。
- 6 審査請求人は、本件募集におけるロゴマークの決定について、応募作品の中から採用作品及び賞金の支払先を選出するよう求め、尼崎市長に対し、令和3年4月27日付

けで本件審査請求を提起した。なお、審査請求人は〇〇であり、〇〇は〇〇であった。

審査請求人の主張の要旨

審査請求人は概ね次のとおり主張し、応募作品の中から採用作品及び賞金の支払先を選出するよう求めている。

- 1 募集要項で定める賞を条件に一般から作品を募集し、多数の作品が集まったが、応募作品の中から採用作品が選出されず、本件募集は募集時の条件に違反している。
- 2 募集要項及び市ホームページにおいて「応募作品の中から3点を選出する」旨及び「未発表の作品」の記載があるが、実際は応募作品ではなく、すでに発表済みの現行ロゴマークが3点のうちの1点に選出されており、本件募集は募集時の条件に違反している。
- 3 現行ロゴマークはすでに市内で広く使われており認知度も高く、そのような作品と未発表の応募作品を並べて投票を行うことは公平性に欠ける。
- 4 1～3の内容から本件募集の時点で心裡留保や虚偽表示に該当すると思われる。また、尼崎市は提示した条件を守るよう努めず、信義則上の注意義務を怠った。

理 由

1 本件審査請求に係る処分性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第1条第2項は、不服申立ての対象となる行為を「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分」という。）」と規定している。そこで、本件募集におけるロゴマークの決定行為が処分に該当するかどうか問題となる所、「行政庁の処分とは、（中略）公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によつて、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」（最判 昭和39年10月29日 民集 第18巻8号1809頁）と判示されている。

そこで、本件審査請求の処分性について、上記判例に照らし次の2点について検討することとする。

（1）公権力性について

公権力の主体として行政庁が行う処分とは、法律（条例を含む。）に定められた優越的地位に基づく一方的な法律関係の変動である一方で、私法上における行為は、当事者同士が法的に対等な関係であり互いに自由な意思に基づいて行うものであることから、優越的地位に基づく一方的な行為とはいえ処分には該当しない。これを本件募集についてみると、募集要項で募集期間を定めて採用作品に賞金3万円を贈呈するとしており、民法（明治29年法律第89号）第532条に規定する優等懸賞広告に該当する私法上の行為であり「公権力の主体として」優越的かつ一方的に行う行為とはいえない。

（2）「法律上認められているもの」について

本件募集におけるロゴマークの決定は募集要項に基づくものに過ぎず、行政庁

の行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが「法律上認められているもの」とはいえない。

以上2点から本件募集におけるロゴマークの決定は処分に該当せず、法第1条第2項に規定する不服申立ての対象となる行為と解することはできず、本件審査請求は不適法である。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年6月16日

審査庁 尼崎市長 稲村 和美

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、尼崎市を被告として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。